



市 章

大津市公報

令 和 6 年 9 月 26 日
号 外 （第 55 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 条 例

- 62 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例…………… 1
- 63 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第62号

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例（平成14年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「いないが、」を「いないが」に改め、「あった者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。以下同じ。）にあった者」を加える。

第6条第1号中「婚姻関係」の次に「又はパートナー関係」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第63号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「予約者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。以下同じ。）にある者」を加え、同条第2項第8号ウ中「配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号及び第28条の3第1項において同じ。）からの暴力」を「配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。エにおいて同じ。）」に改める。

第28条の3第1項中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又はパートナー関係にある者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。